

内閣府同時発表

平成21年5月26日

夏季の省エネルギー対策について

～ 6月から9月は夏季の省エネキャンペーン～

6月から9月までの期間において、夏季の省エネルギー対策を促進するため、昨日、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「夏季の省エネルギー対策について」を決定しました。夏はエネルギー消費が増加する季節です。冷房中の室温は28℃を目安に過度にならないように適切に調整する等の省エネルギー対策を実践しましょう。

1. 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成され、毎年、エネルギー消費が増加する夏、冬が始まる前に開催され、夏・冬の省エネルギー対策を決定しています。昨日、別添のとおり本年の「夏季の省エネルギー対策について」を決定しました。また、今朝の閣僚懇談会において、6月1日から9月30日までの「夏季の省エネルギー対策について」の実施が取り上げられました。
2. 決定内容には、冷房中の室温は28℃を目途に過度にならないよう調整する等の省エネルギーの実践項目が含まれており、政府は、国民に省エネルギー対策の実践についての協力を呼びかけます。特に、平成20年5月に成立した「エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する法律」(平成21年4月から一部施行)における事業者単位でのエネルギー管理等へ速やかに移行できるよう呼びかけや、21年度補正予算の成立を前提としたエコポイント制度の活用による省エネ家電の普及促進、太陽光発電の導入促進、環境性能に優れた自動車の導入促進、白熱電球から電球形蛍光灯への切替え等を盛り込んでいます。
3. 政府自らも率先して、冷房中の室温28℃を目途に適切に調整すること、クール・ビズを励行すること、業務上必要のない範囲で消灯する等の省エネルギーの実践に取り組みます。また、可能な限り庁舎等に太陽光発電の導入を図ること、白熱電球を原則全廃し電球形蛍光灯への切替えること等を盛り込んでいます。

(添付資料)

別添：「夏季の省エネルギー対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部局政策課長

増山 壽一

担当者：土屋、辻

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 4531 ~ 6)

03 - 3501 - 1728 (直通)

夏季の省エネルギー対策について（ポイント）

○ 冷房中の適正な室温の確保

昨年同様、政府の冷房中の室温を28℃とするとともに、国民に対しても冷房中の室温28℃を要請。

○ 改正省エネ法におけるエネルギー管理の呼びかけ

政府は、所管業界等へ改正省エネ法の周知徹底を行う。

産業界に対しては、改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー使用量の把握に当たって、新たにエネルギー管理を行うこととなる事業者等でも簡易にエネルギー使用量を把握することが可能なように、エネルギー使用量の簡易計算等が利用できるソフトを提供。

○ 太陽光発電等の促進

政府は、庁舎等に対し、太陽光発電をはじめ、エネルギー消費効率を改善する設備・機器等を可能な限り幅広く導入する。

産業界や家庭等に対しては、日照条件等による発電効果等を考慮した上で、補助金等を活用した太陽光発電システムの設置を積極的に行うよう要請。

○ 白熱電球の切替え

政府は、白熱電球を原則全廃し電球形蛍光灯等のより消費電力の少ないものへの切替えを行う。

産業界・家庭に対しては、2012年を目途とした省エネランプの普及促進を図るために、白熱電球から電球形蛍光灯へ原則切替えを行うよう要請。

○ ESCO事業の導入促進

省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行うESCO事業の導入を促進する。

政府は、早急に簡易ESCO診断を実施。産業界に対しては、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握する観点から、導入を検討するよう要請。

○ 省エネ家電の普及促進

産業界・家庭に対して、省エネ家電普及促進ウィークやエコポイント制度を活用し、エアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビを始めとした省エネ家電への買替えに努めるよう要請。

○ 環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入

産業界・家庭に対してクリーンエネルギー自動車導入促進補助金や自動車重量税・取得税の時限的減免措置を活用し、エコカーの導入を検討するよう要請。

夏季の省エネルギー対策について

平成21年5月25日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

1. 世界的な経済危機からの脱出と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要である。特に、オイルショック以降、大幅に増加した民生・運輸部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景とし、化石燃料の市場価格が乱高下するなどエネルギー市場が不安定化しており、家庭、企業、地域など国民生活全般に対して、厳しいものとなっている。このような状況に対処するためにも、省エネルギーのより一層の推進が重要である。

2. 地球温暖化防止については、我が国は低炭素革命を世界に先駆けて実現するため、「低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）」を策定し、日本の温室効果ガス排出量を現状から2050年までに60%～80%削減するという長期目標を掲げ、革新的な技術開発や省エネ型機器、次世代自動車の普及などの基本的な取組を定めているところである。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基づいた各施策の着実な実施が強く求められている。

こうした中、平成20年5月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）では、事業者単位でのエネルギー管理が義務付けられており、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組の推進を図っている。

改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー使用量の把握に当たっては、新たにエネルギー管理を行うこととなる事業者等においても、簡易にエネルギー使用量を把握することが可能なように、エネルギー使用量の簡易計算等ができる補助ツールを提供する。

3. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する夏季に向けて、冷房中の室温28℃の徹底、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、グリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）*を活用した積極的な省エネ家電の買い換え、E S C O事業の導入促進、及び導入補助金等の活用を通じた積極的な太陽光発電システムの設置や環境性能に優れた自動車の導入を始めとする別添の「夏季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。